

京都市告示第239号

令和3年11月8日京都市告示第396号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和7年6月20日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都に対する寄附金	京都市伏見区桃山町丹後18-15 乃園ビル3F

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
認定NPO法人セカンドハーベスト京都に対する寄附金	京都市伏見区桃山町丹後18-15 乃園ビル3F

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)